



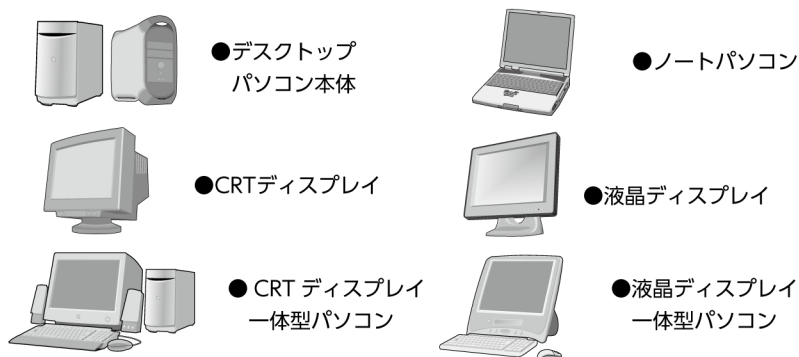
収集・自己搬入できないもの

資源有効利用促進法対象品

・資源有効利用促進法により、メーカーが回収・リサイクルを行っています。

●パソコン（初期添付のキーボード・マウス含む）

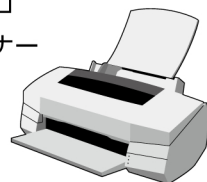
PC リサイクルで回収されるのは、このようなパソコン製品です。



※ノートパソコンについては、小型家電リサイクルの対象となりますので、公共施設等に設置している回収ボックスに投入できます。

対象外

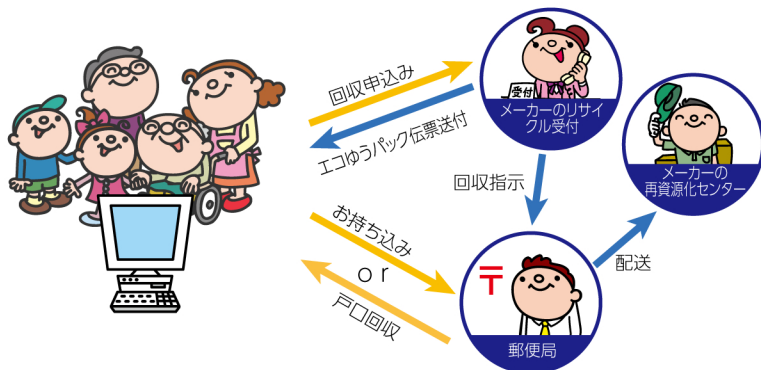
- ・プリンター
- ・ワープロ
- ・スキャナー



➡ 粗大ごみ（可燃）として出してください。

●パソコン（PC）リサイクルの流れ

1 事前チェック ▶ 2 申込み ▶ 3 リサイクルに出す ▶ 4 再資源化



PCリサイクルマークの付いたパソコンは、新たな料金負担なしでメーカーが回収・再資源化します。
マークのついていないパソコンは、回収資源化料金がかかります。

【1】事前チェック

- ・パソコンメーカーと マークの有無を確認してください。
※リサイクルマークが付いていない場合はリサイクル料金がかかります。

【2】申込み

- ・パソコンメーカーに回収の申込みをします。
- ・メーカーが「エコゆうパック伝票」送付します。
※メーカーにより回収方法が異なる場合があります。

【3】郵送

- ・パソコンを簡易梱包し、「エコゆうパック伝票」を添付して郵便局へ持ち込むか、回収を依頼してください。

【4】再資源化

- ・郵便局が、集めた使用済みパソコンをメーカーの再資源化センターへ配送

※自作機や倒産したメーカーなどの場合、「一般社団法人パソコン3R推進協会」に問い合わせください。

〔メーカーの回収受付窓口・パソコンリサイクル全般に関するお問い合わせ
「パソコン3R推進協会」(TEL) 03-5282-7685 <URL> <http://www.pc3r.jp>〕

注意

パソコンは解体しないでください。